

令和 7 年度
八郎潟農業水利事業

幹線用水路補足検討その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局八郎潟農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1－1条 令和7年度八郎潟農業水利事業幹線用水路補足検討その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目的)

第1－2条 この業務は、八郎潟農業水利事業の工事実施に利用するため、幹線用水路実施設計の補足検討及びその他作業を行うものである。

(場所)

第1－3条 この業務において対象とする地区は、秋田県南秋田郡大潟村字方口地内他で別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1－4条 作業実施のための土地への立入り等は共通仕様書第1－16条によるが、発注者の許可無く土地を踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(一般事項)

第1－5条 業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(管理技術者)

第1－6条 1. 管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理部門	農業 — 農業土木 農業 — 農業農村工学
	農業	農業土木、農業農村工学
博士	農学	
ビジネスコンサルティングマネージャー	農業土木	

2. 別紙－3に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐しなければならない。この場合、管理技術者は、監督職員と事前打ち合わせの上で、屋外作業期間中、毎日、監督職員が指示した場所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に押印もしくは署名し作業内容を記録することとする。なお、管理技術者が現場での常駐場所を定

めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1－7条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－8条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

1. 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
2. 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第1－9条 受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書等)

第2－1条 本業務の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計 水路工（平成26年3月）」及び「土地改良事業計画設計基準・設計 パイプライン（令和3年6月）」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(設計条件)

第2－2条 設計作業における設計条件は、次のとおりである。

路線名	設計流量	備考
B1 幹線用水路	1.680 m ³ /s	取水槽
D1 幹線用水路	0.564 m ³ /s	村道横断
F2 幹線用水路	3.031～2.492 m ³ /s	施工済区間 (No. 0+10.40～No. 19+39.31)
H2 幹線用水路	1.890 m ³ /s 1.068 m ³ /s 0.166 m ³ /s	取水槽 県道横断 村道横断

(調査作業条件)

第2－3条 1. 管内調査の目的

現地調査作業における管内調査は、自走式ロボットカメラの映像のみで管内の変状、堆積物等を確認することとする。将来のパイプライン維持管理作業において、直接管内に進入不可能な個所で運用することを想定しており、今回調査は、その有用性を確認するために実施するものである。

(貸与資料)

第2－4条 貸与資料は次のとおりである。

分類	貸与資料	備考
報告書	令和5年度 八郎潟農業水利事業 H2幹線用水路他調査設計業務 報告書	1式
	令和4年度 八郎潟農業水利事業 B1幹線用水路測量設計業務 報告書	1式
	令和4年度 八郎潟農業水利事業 D1幹線用水路実施設計業務 報告書	1式
	令和3年度 八郎潟農業水利事業 F2幹線用水路測量設計(その1)業務 報告書	1式
完成図書	令和6年度～令和7年度 八郎潟農業水利事業 F2幹線用水路(その3)工事 完成図書	1式
	令和6年度 八郎潟農業水利事業 F2幹線用水路(その2)工事 完成図書	1式
	令和5年度 八郎潟農業水利事業 F2幹線用水路(その1)工事 完成図書	1式
その他	監督職員が必要と認める資料	1式

(貸与資料の取扱い)

第2－5条 第2－4条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

1. 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や、貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。
3. 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3－1条 本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は、別紙－1「設計作業項目内訳表」及び別紙－2「調査作業一覧表」に示すものとする。

作業項目表

作業項目	数量	備考
1. パイプライン補足検討 (1) 取水槽検討 (2) 道路横断工仮設土留設計	2箇所 3箇所	B1 幹線用水路、H2 幹線用水路 D1 幹線用水路（村道横断工） H2 幹線用水路（県道横断工、村道横断工）
2. パイプライン点検マニュアル（案）作成 (1) 現地調査作業 (2) パイプライン点検マニュアル（案）作成	1式 1式	F2 幹線用水路（No. 0+10.4～No. 19+39.31）

（作業の留意点）

第3－2条 設計作業の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。

1. 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
2. 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
3. 第2－4条、共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
4. 施工上、特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
5. 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。なお、コスト縮減に関して新技術や新工法の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。
 - ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、<https://www.nn-techinfo.jp/>を参照。
 - ・新技術情報システム（NETIS）については、<https://www.netis.mlit.go.jp/>をNETIS/を参照。
6. 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。
なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。
 - ・「工事工種の体系化」は、https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

(業務の成果品質確保対策)

第3－3条 契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者、担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

確認事項
設計条件及び前提条件
業務計画の妥当性
スケジュール
設計変更内容
その他（コスト縮減、環境対策の促進等）

イ 会議の開催については、監督員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

(2) 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、主任監督員、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。

(3) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(4) 業務確認会議において確認した事項については、業務打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化について)

第3－4条 黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL 「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」) に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- ア 受注者は、(1) の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

- 受注者は、(3) に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。
- なお、受注者は納品時に URL (http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

- 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条 共通仕様書第1－10条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには、管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手段階

第2回 中間打合せ（基本条件整理段階）

第3回 中間打合せ（計画・設計段階）

第4回 中間打合せ（細部設計段階）

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打

合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙一3に掲げる割合に、予定価格を乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、以下のとおり提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体 (CD-R等) 正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体 (CD-R等) により別途1部提出するものとする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は次のとおりとする。

提出先 〒010-0442

秋田県南秋田郡大潟村東1丁目1（旧秋田県農業研修センター2F）
東北農政局八郎潟農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は次のとおりとする。

1. 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。
2. 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
3. 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
4. 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
5. 履行期間に変更が生じた場合。
6. 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
7. その他

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7－1条 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務を実施するに当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－1 作業項目内訳表

1. パイプライン補足検討

(1) 取水槽検討

作業項目	作業内容	作業実施欄	備考
1 現地調査	設計作業に必要な現地調査を行う。	○	
2 資料の検討	前段設計及び類似設計の内容把握、基本条件の整理を行う。	○	
3 取水槽修正	類似設計を参考として、取水槽の基本構造、付帯施設の配置、仮設計画を修正し、詳細構造計算を行う。	○	
4 平面縦断図・構造図修正	平面縦断図、管割図、構造図、付帯設備図、配筋図、鉄筋加工図を修正する。	○	
5 土工図修正	土工図を修正する。	○	
6 数量計算修正	数量計算を修正する。	○	
7 点検取りまとめ	上記作業の成果資料の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	

(2) 道路横断工仮設土留設計

作業項目	作業内容	作業実施欄	備考
1 施工計画	仮設土留の施工計画図を作成する。	○	
2 土工図修正	実施設計の土工図を修正する。	○	
3 数量計算修正	実施設計の数量計算を修正する。	○	

2. パイプライン点検マニュアル（案）作成

作業項目	作業内容	作業実施欄	備考
1 業務準備	業務実施に必要な現地調査を行う。	○	
2 事前調査 2-1 資料調査	実施済み工事の設計図書、施工管理記録、出来形図面、地域特性に係る資料等を収集・整理し、維持管理課題検討の基礎材料とする。	○	
2-2 問診調査	施設管理者及び有識者等から日常利用、運用上の課題等について聞き取り調査を行い、維持管理に関する課題を把握・整理する。	○	
3 維持管理課題の検討	今回事前調査結果及び現地調査結果を踏まえ、維持管理課題の検討を行う。	○	
4 点検マニュアル（案）の作成	今回検討した維持管理課題を踏まえ、施設機能を維持していくための点検マニュアル（案）を作成する。	○	
5 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○	

別紙－2 現地調査作業一覧表

別紙－3

【予定価格が 100 万円以上かつ 1,000 万円以下の場合】(第 1－6 条、第 4－1 条関連)

(割合)

予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、建設コンサルタント（土木関係のもの）については、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとし、地質調査については、その割合が 10 分の 8.5 を超える場合にあっては 10 分の 8.5 とし、3 分の 2 に満たない場合にあっては 3 分の 2 とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
建設コンサルタント（土木関係のもの）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	一般管理費等の額に 10 分の 5 を乗じて得た額
地質調査	直接調査費の額	間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額

別添 位置図

